

群馬県強い農業づくり交付金産地競争力強化対策事業実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
群馬県強い農業づくり交付金産地競争力強化対策事業実施要領	群馬県強い農業づくり交付金産地競争力強化対策事業実施要領
<p>第1～2 【略】</p> <p>第3 事業実施の手続き 1～3 【略】</p> <p>4 <u>交付金実施要領 I - 2</u>の取組を実施する者においては、交付金実施要領 I - 2の<u>第1及び第2の6</u>に基づき、再編利用計画を策定し、知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)計画策定主体は、再編利用計画(交付金実施要領<u>において定められた様式による</u>)を作成し、別紙様式6号により、知事に提出してその承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3)計画策定主体は、本取組の実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、再編利用計画の取組状況報告書(交付金実施要領 I - 2の<u>第2の6において定められた様式による</u>)を作成の上、別紙様式7号により翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>【削除】</p>	<p>第1～2 【略】</p> <p>第3 事業実施の手続き 1～3 【略】</p> <p>4 <u>穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用及び集出荷貯蔵施設等再編利用</u>の取組を実施する者においては、交付金実施要領 I - 1の<u>第3</u>に基づき、再編利用計画を策定し、知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)計画策定主体は、再編利用計画(交付金実施要領の<u>別紙様式1号</u>)を作成し、別紙様式6号により、知事に提出してその承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3)計画策定主体は、本取組の実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、再編利用計画の取組状況報告書(交付金実施要領の<u>別紙様式3号</u>)を作成の上、別紙様式7号により翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。</p> <p>(4) 【略】</p> <p><u>5 国内産いもでん粉工場再編合理化の推進を実施する者においては、再編利用計画を策定し、知事の承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>(1)計画策定主体は、再編利用計画(交付金実施要領の別紙様式5号)を作成し、別紙様式6号により、知事に提出してその承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>(2)知事は、(1)により提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。</u></p> <p><u>(3)計画策定主体は、本取組の実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、再編利用計画の取組状況報告書(交付金実施要領の別紙様式6号)を作成の上、別紙様式7号により翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。</u></p> <p><u>(4)計画策定主体は、再編利用計画を変更するときは、変更内容について(1)及び(2)に準じて行うものとする。</u></p>
<p>第4～7 【略】</p> <p>附則 【略】</p> <p><u>附則</u> 1 <u>この要領は平成27年2月3日から施行する。</u></p> <p>別紙様式1～5号 【略】</p> <p>別紙様式5別添 第1～2 【略】</p> <p>第3 担い手の育成状況について 1 事業実施地区における受益農家に関する状況 【記載欄略】 <u>(注)交付金実施要領の別表3において定められている事業について記載する。</u></p> <p>2 担い手への集約化の状況 【記載欄略】 <u>(注)交付金実施要領の別表3において定められている事業について記載する。</u></p>	<p>第4～7 【略】</p> <p>附則 【略】</p> <p>【追加】</p> <p>別紙様式1～5号 【略】</p> <p>別紙様式5別添 第1～2 【略】</p> <p>第3 担い手の育成状況について 1 事業実施地区における受益農家に関する状況 【記載欄略】 <u>(注)ただし、交付金実施要領別表1の I のメニューの欄の1の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに(イ)の家畜市場については、必要としない。</u></p> <p>2 担い手への集約化の状況 【記載欄略】 <u>(注)次に掲げるものにあつては必要としない。</u> <u>(1)土地利用型作物の取組のうち主要農作物種子に係る整備事業及び環境保全の取組に係る整備事業</u> <u>(2)交付金実施要領別表1の I のメニューの欄の1の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工施設のうち</u></p>

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに(イ)の家畜市場
(3)畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る交付金実施要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ウ)の家畜飼養管理施設
(4)飼料増産の取組のうち、交付金実施要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のイの(イ)の放牧利用条件整備
(5)家畜改良増殖の取組のうち、交付金実施要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(オ)の家畜改良増殖関連施設
(6)畜産周辺環境影響低減の取組に係る整備事業

別紙様式6号

再編利用計画の承認申請について

年 番月 号日

群馬県知事

あて

計画策定主体
所在地
団体名
代表者 氏 名 印

群馬県強い農業づくり交付金産地競争力強化対策事業実施要領第3の4の(1)に基づき、再編利用計画を承認されたく申請します。

(注)関係書類として、交付金実施要領 I-2の第2の6において定められた様式による再編利用計画書を添付すること。

別紙様式6号

再編利用計画の承認申請について

年 番月 号日

群馬県知事

あて

計画策定主体
所在地
団体名
代表者 氏 名 印

群馬県強い農業づくり交付金産地競争力強化対策事業実施要領第3の4の(1)(国内産いもでん粉工場再編合理化の推進の場合は3の5の(1))に基づき、再編利用計画を承認されたく申請します。

(注)関係書類として、交付金実施要領の別紙様式1号又は別紙様式5号の再編利用計画書を添付すること。

別紙様式7号

再編利用計画の取組状況報告書(平成 年度)

年 番月 号日

群馬県知事

あて

計画策定主体
所在地
団体名
代表者 氏 名 印

群馬県強い農業づくり交付金産地競争力強化対策事業実施要領第3の4の(3)の規定により、別添のとおり報告します。

(注)関係書類として、交付金実施要領 I-2の第2の6において定められた様式による再編利用計画の取組状況報告書を添付すること。

別紙様式7号

再編利用計画の取組状況報告書(平成 年度)

年 番月 号日

群馬県知事

あて

計画策定主体
所在地
団体名
代表者 氏 名 印

群馬県強い農業づくり交付金産地競争力強化対策事業実施要領第3の4の(3)(国内産いもでん粉工場再編合理化の推進の場合は3の5の(3))の規定により、別添のとおり報告します。

(注)関係書類として、交付金実施要領の別紙様式3号又は別紙様式6号の再編利用計画の取組状況報告書を添付すること。

別記様式

【表紙略】

第1～3 【略】

第4 事業実施計画の詳細

1～3 【略】

4 補助対象上限事業費計算表

【記載欄略】

- (注)1. 交付金実施要領 I-1 及び I-3の第2の4の(3)及び5の表によって補助対象となる上限事業費が定められている機械・施設を整備する場合は、この表を作成し、事業実施計画書とともに提出するものとする。
2. 上限事業費対象機械・施設名は、交付金実施要領 I-1 及び I-3の第2の4の(3)及び5の表に掲げられた区分とする。
3. 交付対象の単位あたり上限事業費Bの欄は、交付金実施要領 I-1 及び I-3の第2の4の(3)及び5の表により定める額を記入する。ただし、上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあっては、その額を知事特認に係る事業費Dの欄に記入する。
4. 【略】

5 担い手の育成及び集約化

(1)事業実施地区における担い手の育成目標

【記載欄略】

- (注)1. 交付金実施要綱の別表2において定められている事業について記載する。

(2)担い手への集約化の基準

【記載欄略】

- (注)1. 交付金実施要綱の別表2において定められている事業について記載する。

6～7 【略】

8 選択事項

(1)～(8) 【略】

(9)乳業再編等整備

交付金実施要領の別紙様式7号により作成し、添付すること

別記様式

【表紙略】

第1～3 【略】

第4 事業実施計画の詳細

1～3 【略】

4 補助対象上限事業費計算表

【記載欄略】

- (注)1. 要領第2の4の(3)及び5の表によって補助対象となる上限事業費が定められている機械・施設を整備する場合は、この表を作成し、事業実施計画書とともに提出するものとする。
2. 上限事業費対象機械・施設名は、要領第2の4の(3)及び5の表に掲げられた区分とする。
3. 交付対象の単位あたり上限事業費Bの欄は、要領第2の4の(3)及び5の表により定める額を記入する。ただし、上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあっては、その額を知事特認に係る事業費Dの欄に記入する。
4. 【略】

5 担い手の育成及び集約化

(1)事業実施地区における担い手の育成目標

【記載欄略】

- (注)1. 次に掲げるものにあっては必要としない。
- (1)交付金実施要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに(イ)の家畜市場
- (2)交付金実施要綱別表1のIのメニュー欄の2の乳業再編等整備

(2)担い手への集約化の基準

【記載欄略】

- (注)1. 次に掲げるものにあっては必要としない。
- (1)土地利用型作物の取組のうち主要農作物種子に係る整備事業及び環境保全の取組に係る整備事業
- (2)交付金実施要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)のエの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに(イ)の家畜市場
- (3)畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る交付金実施要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)のエの(ウ)の家畜飼養管理施設
- (4)飼料増産の取組のうち、交付金実施要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)のイの(イ)の放牧利用条件整備
- (5)家畜改良増殖の取組のうち、交付金実施要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)のエの(オ)の家畜改良増殖関連施設
- (6)畜産周辺環境影響低減の取組に係る整備事業
- (7)交付金実施要綱別表1のIのメニュー欄の2の乳業再編等整備

6～7 【略】

8 選択事項

(1)～(8) 【略】

(9)乳業再編等整備

交付金実施要領の IのI-2の第3に留意のうえ、別紙様式7号により作成し、添付すること

【削除】

(10)経営資源有効活用の推進

ア 事業を実施する園地・施設等の概要

園地・施設等の所在地	所有者の状況	園地・施設等の現状	園地・施設等面積	園地・施設等取得方法等	備考
			m ²		

イ 事業の詳細

メニュー	事業内容	付帯設備の整備等の内容	事業実施後の営農計画

(注)1 メニュー欄には、交付金実施要綱別表1のメニュー欄の項目を記入すること。

2 事業内容欄には改植・高接等を行う果樹、整備を行う家畜の品目、品種、事業量等及び施設の補改修の内容等を数値を含め、具体的に記入すること。

ウ 施設等の利用者の概要

番号	氏名又は法人名	農業生産法人	資本金又は出資の総額	従業員数	位置付けられている「人・農地プラン」名	備考
1						
2						
3						

(注)1 農業生産法人欄は、農業生産法人の場合に○を記入すること。

2 資本金又は出資の総額及び従業員数欄は、農業生産法人以外の場合に記入すること。

3 従業員数欄は、常時使用する従業員数を記入すること。

4 今後、人・農地プランに位置付けられる見込みの場合はその予定時期を備考欄に記入すること。

5 利用者数が多い場合は適宜欄を追加して全て記入すること。

畜産タイプの場合の要件確認

番号	通年営農	家畜飼養経験年数	雇用就農者	家畜飼養頭数	備考
1					
2					
3					

(注)1 畜産タイプを実施する場合は、記入すること。番号はウの番号と一致させること。

2 通年営農欄は、概ね年間を通じて農業を営む場合に○を記入すること。

3 雇用就農者欄は、交付金実施要領 I-3の第3の2の(2)のオの要件を満たす雇用就農者の数は記入すること。

第5 その他 【略】

第5 その他 【略】